

令和6年度「ちば！教職たまごプロジェクト」実施要項

千葉県教育委員会
千葉市教育委員会

1 趣旨

この要項は、公立学校教員を志望する大学生、短期大学生及び大学院生を対象に、地区ごとの研修会や、県下の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（県立及び市立）での実践研修等を体験する機会を提供することにより、教職への理解を深め、教員としての資質・能力を高めるとともに、採用後の教職員研修との円滑な接続の実現を目的として、「ちば！教職たまごプロジェクト」（以下「教職たまごプロジェクト」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

令和6年5月20日（月）から令和7年3月21日（金）

3 研修内容

（1）教職たまごプロジェクトについての研修（第1回地区別研修会）

研修を始めるにあたり、1年間の研修の進め方や留意すべきこと等について理解することを目的とした、地区ごとに実施する事前研修

（2）各教育事務所等における研修（第2回地区別研修会）

講師を招いた講演や、研修生同士の情報交換等により、教職への理解を深めることを目的とした、地区ごとに実施する研修

（3）学校における実践研修

県下の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において、学級運営の補助等を体験することにより、教職への理解を深め、資質・能力を高めることを目的とした実践研修

4 学校における実践研修の内容

（1）小学校、義務教育学校、特別支援学校における研修内容

ア 小学校、義務教育学校、特別支援学校における教職たまごプロジェクトを行う学生（以下「研修生」という。）は、研修先小学校長、義務教育学校長、特別支援学校長の指導を受け、以下の項目の中から活動を行う。

※（ア）～（ウ）の項目については、実践研修の中に必ず位置づける。

（ア）学級担任の補助

- a 学級運営の補助（児童・生徒の掌握、特別に支援が必要な児童・生徒の補助、授業の補助）
- b 学級事務の補助（出席管理、時数管理、成績処理等の補助）
- c 保護者への対応の見学（校長、保護者等の了解を得た上で問題なく対応できる場合のみ）

※養護教諭での研修は学級担任、学級運営、学級事務をそれぞれ養護教諭、保健室運営、保健事務と読み替える。

（イ）学校行事の補助

- a 学校行事の企画の補助（目的の理解、企画・準備の補助）
- b 学校行事運営の補助（児童・生徒と共に行事を体験、行事運営の補助）

(ウ) 学校維持管理の補助

- a 営繕、清掃用具の修理等の補助
- b 図書室の運営の補助

(エ) P T A活動、保護者会活動の体験

- a P T A、保護者会行事の体験
- b P T A、保護者会、各委員会等の見学・体験

イ 研修先小学校長、義務教育学校長、特別支援学校長は、小学校、義務教育学校、特別支援学校教員育成の観点から、学級担任や養護教諭となった場合に想定される様々な教育活動のうち、研修先の学校の教育課程の状況や、研修生の希望等により実践研修計画を立案する。

(2) 中学校、義務教育学校における研修内容

ア 中学校、義務教育学校における教職たまごプロジェクトを行う研修生は、研修先中学校長、義務教育学校長の指導を受け、以下の項目の中から活動を行う。

※ (ア) ~ (エ) の項目については、実践研修の中に必ず位置づける。

(ア) 教科指導の補助

- a 授業の補助（生徒の掌握、特別に支援が必要な生徒の補助、授業の補助）
- b 実験・実習等の補助（実験や実習等に係わる準備の補助、教材研究の補助）

(イ) 学級運営の補助（生徒の掌握、特別に支援が必要な生徒の補助）

(ウ) 学校行事の補助

- a 学校行事の企画の補助（目的の理解、企画・準備の補助）
- b 学校行事運営の補助（生徒と共に行事を体験、行事運営の補助）

(エ) 学校維持管理の補助

- a 営繕、清掃用具の修理等の補助
- b 図書室の運営の補助

(オ) P T A活動、保護者会活動の体験

- a P T A、保護者会行事の体験
- b P T A、保護者会、各委員会等の見学・体験

イ 研修先の中学校長、義務教育学校長は、中学校、義務教育学校教員育成の観点から、教科指導と併せて学級担任となった場合に想定される様々な教育活動のうち、教育課程の状況や、研修生の希望等により実践研修計画を立案する。

(3) 全校種における研修内容

研修生は、研修先の学校長と以下の内容について研修開始時と研修終了時に対話をを行う。

ア 研修開始時

学習指導に関すること、生徒指導に関すること、特別支援教育に関すること等

イ 研修終了時

学習指導に関すること、生徒指導に関すること、特別支援教育に関すること等を中心に研修の成果と課題について

※研修先の学校長は、上記内容等の対話を、30分から1時間程度、研修開始時と研修終了時にを行う。

※研修終了時の対話については、2月末日までに行い、実施報告書に対話実施の有無を記載すること。3月まで研修予定の場合は、実施時期に注意すること。

(4) 留意事項（全学校種共通）

- ア 研修生は免許状取得予定者のため、単独での授業及び指導は行わないが、補助を通して教科指導等のポイントを研修生が実感できるようにする。
- イ 児童生徒との電話番号やメールの交換など個人的なやりとりは厳禁とする等、不祥事防止については研修開始時に校長から指導する。なお、不適切な行為が確認された場合は、研修を中止する。
- ウ 部活動の単独での指導は禁止する。土・日等に部活動に携わることは禁止する。また、長期休業中の部活動のみの活動も禁止する。
- エ 研修生は、知り得た個人情報等の漏えいがないようとする。（研修開始前に校長が指導する。）

5 研修先別対象者及び活動回数

(1) 小学校、義務教育学校（小学校課程）

大学3・4年生（ただし、理系の学部、学科の学生は、2年生も可）、大学院生及び短期大学2年生を対象とし、就職先として公立学校教員を志望し、以下のア及びイの要件を満たす者。

ア 所有免許等（次のいずれかに該当する者）

- （ア）小学校教諭普通免許状を所有又は取得見込みの者
- （イ）中学校教諭普通免許状を所有又は取得見込みの者
- （ウ）養護教諭免許状を所有又は取得見込みの者

イ 活動回数等

原則として年間を通して活動ができ、1日単位で20回以上の実践研修が可能な者。

（ア）大学3年生及び大学院1年生から参加する場合は、原則2年間継続することとする。（2年目以降も申込みは必要。）

（イ）大学2年生から参加する場合は、2・3年生の2年間、2・4年生の2年間、2・3・4年生の3年間のいずれかにより、2年以上参加することとする。（2年目以降も申込みは必要。）

（ウ）大学4年生、短期大学2年生及び大学院2年生から参加する場合は、1年間とする。

（エ）諸事情によりやむを得ず、1日単位の実践研修が困難なときは、研修実施校が認めた場合に半日単位の実践研修を可能とする。ただし、すべての実践研修が半日単位とならないよう調整すること。なお、半日単位の実践研修でも1回とカウントすることができる。

(2) 中学校、義務教育学校（中学校課程）

大学3・4年生（ただし、理系の学部、学科の学生は、2年生も可）、大学院生及び短期大学2年生を対象とし、就職先として公立学校教員を志望し、以下のア及びイの要件を満たす者。

ア 所有免許等（次のいずれかに該当する者）

- （ア）中学校教諭普通免許状を所有又は取得見込みの者
- （イ）高等学校教諭普通免許状を所有又は取得見込みの者

イ 活動回数等

（1）のイに同じ

(3) 特別支援学校

大学3・4年生（ただし、理系の学部、学科の学生は、2年生も可）、大学院生及び短期大学2年生を対象とし、就職先として公立学校教員を志望し、以下のア及びイの要件を満たす者。

ア 所有免許等（次のいずれかに該当する者）

（ア）特別支援学校教諭普通免許状を所有又は取得見込みの者。

（イ）小学校教諭、中学校教諭、若しくは高等学校教諭普通免許状を所有又は取得見込みの者のうち、将来、特別支援学校教員になることを視野に入れている者。

イ 活動回数等

（1）のイに同じ

（4）その他

通信制の大学の学生及び科目履修生については、研修参加時に一切の教員免許を所有していない者（初めて免許を取得する者）を対象とする。希望者は、千葉県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発班に、研修参加の可否を問い合わせることとする。

6 募集について

（1）募集人数

県内の受入れ校や各地域の状況を踏まえ、以下のとおりとする。

1700名程度（小学校、中学校、義務教育学校：1520名程度、特別支援学校：180名程度）

（2）受付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月11日（月）まで

（3）提出物

申込については、「ちば電子申請サービス」により申込書を作成し、インターネットを経由して提出する。

提出書類等	注意事項	提出時期
①申込書 ※電子申請利用	<ul style="list-style-type: none">「ちば電子申請サービス」の利用については、別紙「『ちば！教職たまごプロジェクト』申込の流れ」を参照※申込書を1部、大学等の担当部署に提出する。	受付時
②保険証券等の写し（保険会社から交付された契約内容を記した書類等の写し）	<ul style="list-style-type: none">「本人または家族が加入する保険」を適用する見込みの場合のみ提出する。※「大学等で加入する保険」を適用する見込みの場合は提出の必要はない。※送付により提出する場合は、書類の写し等の余白右上に大学名、氏名を記入の上、簡易書留で郵送する。また、封筒の表面左側に朱書きで「教職たまごプロジェクト 保険関係書類 在中」と記載する。※期限までに提出が難しい場合は、事前に事務所等担当者に報告する。	令和6年4月30日必着
③健康診断書 又は、大学が発行する受診証明書 ※提出が確認できない場合は、研修を行うことはできない。	<p>【健康診断書を提出する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">たまごプロジェクト開始日前から、6か月以内に受診したもの。（令和5年11月20日以降のもの）結核等伝染病の有無がわかるもの。（胸部エックス線検査の結果が記載されているもの。） <p>【大学が発行する受診証明書を提出する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">たまごプロジェクト開始日前から、6か月以内（令和5年11月20日以降のもの）の受診証明又はその写しを提出する。	令和6年4月30日必着

	<p>※期日まで提出できない場合は、令和5年度の受診証明を提出する。その後、令和6年度の受診証明又は、その写しが準備でき次第、速やかに提出する。 (同一事務所で今年度たまごプロジェクトに参加している場合、改めて令和5年度の受診証明を提出は必要ない。)</p> <p>※原則6月末日までに提出する。提出が難しい場合は、事前に事務所等担当者に報告する。</p> <p>※健康診断書または受診証明書を、送付により提出する場合は、簡易書留で郵送する。また、表面左側に朱書きで「教職たまごプロジェクト 健康診断書 在中」と記載する。「保険加入がわかる書類の写し等」と同封して送付する場合は、「教職たまごプロジェクト 保険関係書類・健康診断書在中」と記載する。</p> <p>※令和5年度の受診証明を提出する場合のみ、写しでの提出可。</p> <p>※令和5年度の受診証明を提出する場合でも、必ず胸部エックス線検査の結果が記載されているものが必要。</p>	
--	--	--

(4) 「ちば電子申請サービス」での申込先

希望校種	申込先
○小学校、中学校 義務教育学校	<p>【千葉市立以外希望者】 希望する市町村立学校を管轄する教育事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県教育庁葛南教育事務所 ・千葉県教育庁東葛飾教育事務所 ・千葉県教育庁北総教育事務所 ・千葉県教育庁東上総教育事務所 ・千葉県教育庁南房総教育事務所 <p>※P.9 県内教育事務所の管轄を参照</p> <p>【千葉市立希望者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市教育センター教職員研修班
○特別支援学校	<p>【県立・船橋市立・市川市立希望者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課教育支援室 <p>【千葉市立希望者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市教育センター教職員研修班

(5) 「保険証券等の写し」、「健康診断書又は、大学が発行する受診証明書」の提出先

教育事務所等	郵便番号	所在地及び電話番号
千葉県教育庁葛南教育事務所	273-0012	船橋市浜町2-5-1 (047-433-6017)
千葉県教育庁東葛飾教育事務所	271-8563	松戸市小根本7 (047-361-4103)
千葉県教育庁北総教育事務所	285-0026	佐倉市鎧木仲田町8-1 (043-483-1149)
千葉県教育庁東上総教育事務所	297-0024	茂原市八千代2-10 (0475-23-8126)
千葉県教育庁南房総教育事務所	292-0833	木更津市貝渕3-13-34 (0438-25-1313)
千葉県教育庁教育振興部 特別支援教育課教育支援室	260-8662	千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎8階 (043-223-4050)
千葉市教育センター教職員研修班	263-0021	千葉市稻毛区轟町3-7-9 (043-285-0902)

(6) 保険について

研修生は、研修中の事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に個人の費用負担において加入しなければならない。

研修実施校での研修が始まるまでに保険加入の確認ができない場合は、研修を行うことができない。

※傷害保険 … 研修生の骨折や火傷、打撲等、事故によるケガでの入院や通院等の補償をする保険

※賠償責任保険 … 研修生が、児童生徒にケガをさせてしまったり、学校や児童生徒の物を壊してしまったりして、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その損害を補償する保険

(7) 申込みに関する注意事項

ア 大学3年生及び大学院1年生から参加する場合は、2年目以降も申込みをすること。

イ 申込手続きは「ちば電子申請サービス」にて受付期間内に行う。

ウ 参加の状況により、人数制限をする場合がある。

エ 同時に、複数の教育事務所等へ申し込むことはできない。第1希望の教育事務所等に電子申請で申し込む。

オ 中学校又は、特別支援学校を希望する者のうち、小学校の研修を可とする者については、応募状況により振り替えることもある。

カ 学校の受け入れ状況によっては、希望する学校や教科等に配置できない場合もある。

キ 希望した教育事務所内の受け入れ校数の状況により、他の教育事務所内の研修を可とする者については、応募状況により振り替えることがある。

7 研修先学校の決定

(1) 小学校、中学校、義務教育学校

ア 各教育事務所は関係市町村教育委員会と、千葉市教育委員会は関係学校長と協議し、教職たまごプロジェクトの申込者に対し面接を実施する。

イ 各教育事務所は関係市町村教育委員会と、千葉市教育委員会は関係学校長と協議して研修先の学校を決定し、申込者に通知する。

(2) 特別支援学校

ア 県特別支援教育課と千葉市教育委員会は、それぞれ関係特別支援学校長と協議し、教職たまごプロジェクトの申込者に対し面接を実施する。

イ 県特別支援教育課と千葉市教育委員会は、それぞれ関係特別支援学校長と協議し、研修先特別支援学校を決定し、申込者に通知する。

8 面接について

申込書受理後、各教育事務所等から電子メールで日程等を通知する。

※千葉市希望者については、仮配置校より連絡がある。

9 経費等

(1) 自己負担について

交通費及び昼食代は自己負担とする。

(2) 報酬について

教職たまごプロジェクトに係る報酬はない。

10 その他

(1) 関係書類「研修記録簿」「実施報告書」の取扱いについて

ア 研修記録簿（様式1）

研修生が記録を取り、学校の研修生担当者が確認する。

2月末日までの研修記録簿の写しを下記「ウ」のルートに従って提出する。

研修終了後は、すべての記録をした原本を学校で3年間保管する。（研修生にも写しを1部渡す。）

イ 実施報告書（様式2）

研修生が2月末日までの実施報告書を作成し、校長に提出する。その際、3月の実践研修は見込みの回数とする。校長は、証明の上、原本を下記「ウ」のルートに従って提出する。その際、写しを2部作成し、1部は学校で3年間保管し、1部は研修生へ渡す。

ウ 提出ルート

①千葉市以外の市町村立小学校、中学校、義務教育学校

学校→市町村教育委員会→教育事務所→千葉県総合教育センター

②県立特別支援学校及び千葉市以外の市立特別支援学校

学校→特別支援教育課教育支援室

③千葉市立小中学校及び養護学校・高等特別支援学校

学校→千葉市教育センター教職員研修班

(2) 研修の中止

研修生が、校長の指導に従わない場合又は研修中に不適切な行動があった場合は、研修を中止することがある。

(3) その他

ア この要項に定めるもののほか、必要な事項は研修にて周知する。

イ 教職たまごプロジェクトの実施について、状況により臨時の対応をする場合は、その都度周知する。

11 問い合わせ先

(1) 千葉市立を除く小学校、中学校、義務教育学校

千葉県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発班

TEL 043-276-1274 FAX 043-276-1472

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13（本館1階）

千葉県教育庁葛南教育事務所

TEL 047-433-6017 FAX 047-433-3169

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

千葉県教育庁東葛飾教育事務所

TEL 047-361-4103 FAX 047-368-5316

〒271-8563 松戸市小根本7

千葉県教育庁北総教育事務所

TEL 043-483-1149 FAX 043-486-2919

〒285-0026 佐倉市鎧木仲田町8-1

千葉県教育庁東上総教育事務所

TEL 0475-23-8126 FAX 0475-23-2871

〒297-0024 茂原市八千代2-10

千葉県教育庁南房総教育事務所

TEL 0438-25-1313 FAX 0438-22-4302

〒292-0833 木更津市貝渕3-13-34

(2) 千葉市立を除く特別支援学校

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課教育支援室

TEL 043-223-4050 FAX 043-221-1158

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁中庁舎8階)

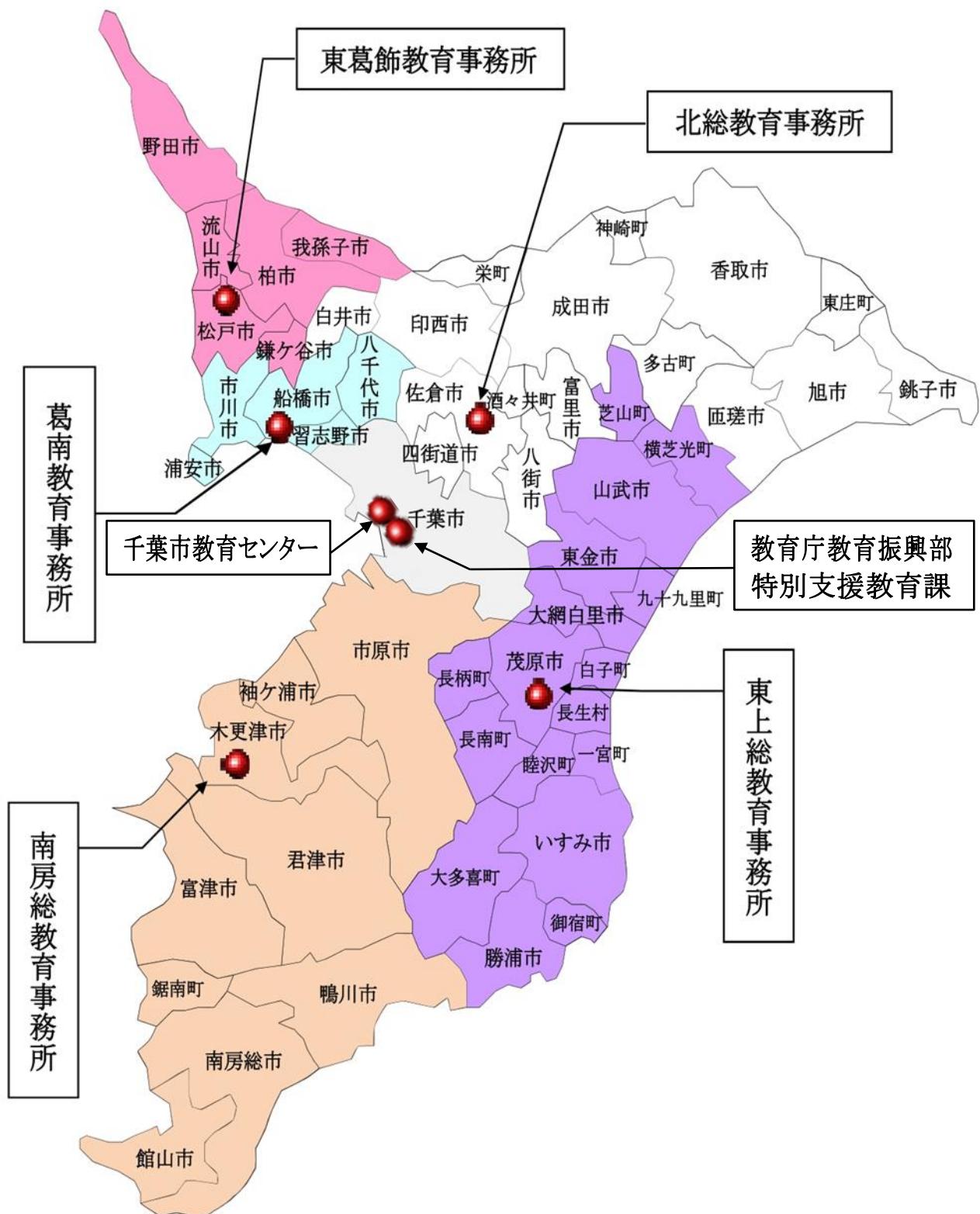
(3) 千葉市立小学校、中学校、特別支援学校

千葉市教育センター教職員研修班

TEL 043-285-0902 FAX 043-256-3778

〒263-0021 千葉市稲毛区轟町3-7-9

12 県内教育事務所等の管轄



※それぞれ色分けされている市町村は、教育事務所の管轄を表しています。

特別支援教育課（千葉市立以外の特別支援学校）の管轄は、千葉県全体になります。

＜研修対象特別支援学校 住所等一覧＞

・県立特別支援学校（No. 1～37 の 37 校）と市立特別支援学校（No. 38～42 の 5 校）

No.	申込先	学校名	障害種	学校所在地
1	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課教育支援室	千葉聾学校	聴覚障害	千葉市緑区鎌取町 65-1
2		桜が丘特別支援学校	肢体不自由	千葉市若葉区加曽利町 1538
3		仁戸名特別支援学校	病弱	千葉市中央区仁戸名町 673
4		袖ヶ浦特別支援学校	肢体不自由・病弱	千葉市緑区菅田町 1-45-1
5		千葉特別支援学校	知的障害	千葉市花見川区大日町 1410-2
6		八千代特別支援学校	知的障害	八千代市緑が丘西 5-24
7		習志野特別支援学校	知的障害	習志野市袖ヶ浦 5-11-1
8		船橋特別支援学校	肢体不自由	船橋市上山町 3-507
9		船橋夏見特別支援学校	肢体不自由	船橋市夏見台 5-6-1
10		市川特別支援学校	知的障害	市川市原木 1862
11		特別支援学校市川大野高等学園	知的障害	市川市大野町 4-2274
12		松戸特別支援学校	肢体不自由	松戸市栗ケ沢 784-17
13		つくし特別支援学校	知的障害	松戸市金ヶ作 292-2
14		矢切特別支援学校	知的障害	松戸市中矢切 54
15		柏特別支援学校	知的障害・病弱	柏市十余二 418-5
16		特別支援学校流山高等学園	知的障害	流山市野々下 2-496-1
17		東葛の森特別支援学校	知的障害	流山市名都借 140-1
18		野田特別支援学校	知的障害	野田市鶴奉 147-1
19		我孫子特別支援学校	知的障害	我孫子市新木字大山下 1685
20		湖北特別支援学校	知的障害	我孫子市日秀 70
21		千葉盲学校	視覚障害	四街道市大日 468-1
22		四街道特別支援学校	病弱	四街道市鹿渡 934-45
23		印旛特別支援学校	知的障害	印西市平賀 1160-2
24		富里特別支援学校	知的障害	富里市七栄 483-2
25		栄特別支援学校	知的障害・肢体不自由	印旛郡栄町龍角寺 1112-2
26		香取特別支援学校	知的障害	神崎町大貫 383-13
27		銚子特別支援学校	知的障害・肢体不自由	銚子市三崎町 3-94-1
28		八日市場特別支援学校	知的障害	匝瑳市平木 930-1
29		飯高特別支援学校	知的障害	匝瑳市飯高 1692
30		東金特別支援学校	知的障害	東金市北之幸谷 502
31		大網白里特別支援学校	知的障害・肢体不自由	大網白里市細草 1385-5
32		長生特別支援学校	知的障害・肢体不自由	一宮町東浪見 6767-7
33		夷隅特別支援学校	知的障害	いすみ市楽町 30-1
34		安房特別支援学校	知的障害・病弱・聴覚・肢体不自由	館山市中里 284-1
35		君津特別支援学校	知的障害・病弱	君津市北子安 6-14-1
36		楨の実特別支援学校	知的障害	袖ヶ浦市蔵波 3108-113
37		市原特別支援学校	知的障害	市原市能満 1519-5
38		船橋市立船橋特別支援学校	知的障害	船橋市金堀町 349-1
39		市川市立須和田の丘支援学校	知的障害	市川市須和田 2-34-1
40	千葉市教職員研修センター	千葉市立養護学校	知的障害	千葉市若葉区大宮町 1066-1
41		千葉市立第二養護学校	知的障害	千葉市稻毛区轟町 3-6-25
42		千葉市立高等特別支援学校	知的障害	千葉市美浜区真砂 5-18-1

13 申込書の記入例（電子申請で作成）
令和6年度「ちば！教職たまごプロジェクト」申込書

希望校種	学校を管轄する教育事務所等		希望教科（中学校希望者のみ）	小学校での研修	※
中学校	千葉県教育庁葛南教育事務所		理科・数学	可	
保険の適用	傷害保険	大学等の保険（大学等で加入する保険を適用する見込みです。）			
	賠償保険	個人保険（本人または家族が加入する保険を適用する見込みです。）			
フリガナ	チバ タロウ		性別	生年月日	
氏名	千葉 太郎		男	平成14年7月30日	
				年齢（令和6年4月1日現在）	
				21	歳
電話等	自宅	00-000-0000		〒 111-1111	
	携帯	000-0000-0000		現住所 千葉市美浜区2-13	
	メール1	○○○@△△△			
	メール2	□□□@△△△			
緊急連絡先	住所	東京都○○区○○ 2-2-3		大学名等	千葉総合大学
	氏名	千葉 一郎（父）		大学部・専攻	総合学部
	電話	111-1111-1111		学年	大学4年生（令和6年4月1日現在）
				学籍番号	a1111111111
大学担当者 職・氏名	教職たまごプロジェクト担当者	△△ △△	電話	222-2222-2222	
活動希望地区等	学校名（希望市町村名のみも可）				※で「可」とする者のみ記入
	第1希望	市川市立○○中学校		市川	出身校
	第2希望	市川市立◇◇中学校		習志野市	市川市立○○小学校
	第3希望	市川市立△△中学校		浦安市	市川市立□□中学校
	第4希望	市川市立□□中学校		浦安市	千葉県立○○高等学校
	第5希望	市川市立◎◎中学校		浦安市	
上記の第1～第5希望の活動規模地区等以外で研修可能な教育事務所等				千葉県教育庁東葛飾教育事務所（松戸市）	
教育実習（予定校と時期）		市川市立□□中学校（令和○年△月）			
交通手段	電車、バス		過去のたまごプロジェクトの経験	千葉県教育庁葛南教育事務所	
麻しん抗体	有		(有の場合) 学校名・年度	市川市立△△中学校（令和○年度）	
研修での配慮希望	有	難聴のため、地区別研修の際は手話通訳を希望します。県立○○○特別支援学校（父が勤務）、□□市立△△中学校（兄弟が通学）（128字以内）			
教育職員免許状（種類・取得(見込)年月）					
中学校1種英語・高校1種英語（令和7年3月取得見込）（128字以内）					
指導可能な部活動・クラブ活動、競技歴等					
野球と陸上 野球を9年間 中学校時代に千葉県選抜選手に選ばれたことがある。（128字以内）					
教職たまごプロジェクトを希望した理由・抱負					
私が今回たまごプロジェクトに申し込んだのは、○○○○○・・・・（230字以内）					
申込の同意	年月日		氏名		
同意します	令和5年12月1日		千葉 太郎		

※については、希望校種等を中学校、または特別支援学校とする場合のみ記入する。

＜よくある質問＞

Q 1：今年度のたまごプロジェクトに参加しています。次年度も継続して参加しようと思っていますが、申込みは必要ですか。

A 1：たまごプロジェクトへの参加は毎年、申込みが必要です。継続して参加を希望する場合も必ず申込みをしてください。

Q 2：たまごプロジェクトに参加するのに費用はかかりますか？

A 2：交通費及び昼食代は自己負担となります。

Q 3：研修日はどのように決まりますか？9月に教育実習の予定があり、その期間は研修をすることができません。また、前期と後期で研修に参加できる曜日が変わってしまいますが、大丈夫でしょうか？

A 3：研修日については、研修先となった学校と直接決めていきます。在籍する大学のカリキュラムや学校の状況によって相談し、研修日を決めていくので、大丈夫です。

Q 4：高等学校での研修はできますか？また、国立や私立の小・中学校で研修することは、できますか？

A 4：高等学校や国立、私立の小・中学校での研修はできません。小・中学校での研修は、千葉県内の市町村立の学校です。

Q 5：高等学校 1 種商業の免許のみ取得見込です。小・中学校でのたまごプロジェクトに参加できますか？また、希望教科欄には、何と書けばよいですか？

A 5：高等学校の免許状のみ取得見込みの場合は、中学校での研修に参加できます。申込書の希望教科には、内容が近い社会科としてください。

Q 6：今、通信制の学校で教員免許を取得しています。たまごプロジェクトに参加することは出来ますか？また、年齢制限はありますか？

A 6：通信制の学生（科目履修生も含める）については、たまごプロジェクトの参加時に、一切の教員免許を所有していない者（初めて免許を取得する者）を対象としていますので、教員免許を所持していないければ、参加可能です。また、たまごプロジェクトへの参加に年齢制限はありません。

Q 7：大学で健康診断がないので、病院で健康診断を受けようと思います。
健康診断書に決まった様式はありますか？

A 7：健康診断書に決まった様式はありません。健康診断書の様式は病院によって項目に違いがあると思いますが、胸部X線検査が含まれているもので、プロジェクト開始日前、6か月以内に受診したものであれば有効です。

Q 8：申込み後、大学のカリキュラムの関係で、たまごプロジェクトへ参加することが難しくなってしました。どうすればよいですか？

A 8：自身のカリキュラム等の状況で、研修への参加や継続が難しくなってしまった場合は、研修先の学校又は、関係教育事務所等へご相談ください。

Q 9：電子申請の入力についてわからないことがあった場合、どこへ連絡をすればよいですか。

A 9：申込みの手続き全般に関するについては、千葉県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発班（TEL 043-276-1274）へお問い合わせください。申込内容紹介ページにおける操作に関するについては、コールセンター（固定電話コールセンターTEL 0120-464-119、携帯電話コールセンターTEL 0570-041-001）へお問い合わせください。

Q 10：電子申請について、以前登録した申請者 ID とパスワードを忘れてしまいました。どうしたらよいですか？

A 10：「ちば電子申請サービス」のホームページで確認し、対応してください。